

令和2年 八潮市農業委員7月総会 議事録

1 開催日 平成2年7月22日(水)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会 場 八潮市議会委員会室

4 出席委員 14名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 恩田 政幸

10番 星野 仁

4番 豊田 幸司

11番 福岡 達則

5番 大野ヒロ子

12番 小倉 雅樹

6番 横山 正和

13番 飯山 敏行

7番 渋谷 稔

14番 新井 孝美

9番 齋藤 富子

15番 白倉 正浩

5 欠席委員 1名

8番 荻野 恭子

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件

議案第13号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(依頼)

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請取下げの件

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可取消の件

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

ただいまより八潮市農業委員会7月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席は14名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、引き続き会議時間が必要以上に長くならないよう配慮していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日、8番の荻野委員からは欠席の連絡を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、また、本日は蒸し暑い中、総会にご出席ありがとうございます。

まだまだ新型コロナウイルスの影響でいろいろな対策が出てきており、また、感染者の増加拡大で、関東でも感染者が日に日に増える感じで、今後一層の注意、予防が必要な状況です。

また、7月11日、土曜日に福岡委員の放送を見ましたが、ハウスの枝豆がよくできておりまして、八潮の枝豆をアピールしていただきました。

そして今日はこのメンバーでの最後の総会となります。退任の4人の委員さんには大変お疲れさまでした。

それでは、皆さん、最後の総会も終わりまで慎重なる審議で、ご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせいただければと思います。

- | | |
|---|----------|
| ①八潮市農業委員会 7月総会次第 | A 4 横 |
| ②生産緑地地区の追加指定に伴う確認について | (資料 - 1) |
| ③特定生産緑地の指定 | (資料 - 2) |
| ④生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて (依頼) | (資料 - 3) |
| ⑤令和 2 年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について
(見本調査票等一式) | (資料 - 4) |
| ⑥令和 2 年度農地利用最適化活動活性化研修会 (農業委員・農地
利用最適化推進委員研修会) の開催について | (資料 - 5) |
| ⑦八潮市農産物放射能濃度測定結果 (7 月分) | (資料 - 6) |
| ⑧慶弔費収支報告 | (資料 - 7) |

本日、最後の総会ということもございますので、農業委員会の慶弔費の収支報告書を提出させていただきます。以上、8点になります。

資料の漏れ等はなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれていますので、大塚会長に議事の進行をよろしく願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、どうぞよろしく願います。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第 3 の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、2 番、小早川喜一委員、15 番、白倉正浩委員をお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい、わかりました。

◎議案第10号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件について。

番号1、申請人住所・氏名、〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇〇字〇〇〇〇ー〇、地目、田、地積〇〇平米、転用目的、貸し駐車場となります。

次に、右側の2ページをご覧ください。

申請地の概要としては、市街化の傾向が著しい区域に隣接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。

申請事由としまして、貸し先である株式会社〇〇〇〇は運送業を営んでおりますが、現在賃借している駐車場は通勤車とトラックを入れ替えながら使用している状態で、安全面で不安があり、狭いことから、本申請地を駐車場として申請するものです。

近くの市街地や農地ではないところで最初探したのですけれども、なかなか見つからなかったところ、申請人の協力が得られて、今回の申請に至ったものです。

資金計画・調達計画につきましては、ご覧の土地造成費を自己資金で賄うということで、残高証明書が提出されております。

周囲農地への被害防除としましては、周辺に農地はございませんが、敷地をコンクリートブロックで囲い、土砂の流出を防止する計画となっております。また、駐車場は砂利敷きで、雨水は浸透式となっております。

次に、場所の説明をいたします。

1枚めくって、3ページをご覧ください。

市役所〇側の出口を出まして左折し、〇方向に向かいます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の丁字

路の交差点に差しかかったところで右折して、道なりに進んでいきますと〇〇〇〇〇のところで突き当たることとなりますが、その手前130メートルほどを左折して、〇〇方向に向かいますと、約50メートルほどで左側が申請地となります。

ちなみに、申請地の〇側、道路の向かい側の着色してある部分が、現在借りている駐車場で、平成30年2月に許可がおりた駐車場となっております。現在狭くて、乗用車を降りて一旦車をどこかへ待避させておいて、その間にトラックを出して乗用車を入れるとか、使い勝手が悪く、また危険な状態となっているということです。

次第の4ページが土地利用計画図になります。こちらは八潮市のまちづくり条例の規定に準ずる必要があります。それに沿った計画になっているところです。まちづくり条例の規定に従いまして緑化計画等の土地利用計画がされているものとなっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、続きまして、同議案につきまして地区担当の13番、飯山敏行委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いします。

○13番（飯山敏行委員） 13番、飯山です。

先日申請地へ出向いてまいりました。現状は全部田んぼなんですけれども、草刈り等ちゃんとされていて、管理は十分されておりました。

以上、報告します。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と13番、飯山敏行委員より、農地法第4条の規定による許可申請認定の件について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

ございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 私も時折このあたりを通過していましたが、作付はされていませんが、草が高くなっていた感じは記憶にないので、常に管理はしてあったみたいです。

それでは、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

点がありますが、その角地となります。

隣のページが土地利用計画図ですけれども、こちらに9台設置ということで、かなり隙間なく密に設置されておりますが、こちらの会社は24時間稼働していらっしゃるということで、全車が一緒に駐車することはないということです。ただ、移動予定の車を組み合わせるとこういう形になるということで、ちょっと詰まった計画図となっております。

事務局からは以上です。

○議長 続いて、同議案につきまして、地区担当の14番、新井孝美委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○14番（新井孝美委員） 14番、新井でございます。

15日、事務局の方に資料を持参いただきましたが、以前からこの土地を申請したいと申請人の方から聞いていまして、もともと荒れた場所でありましたが、今は赤土を盛られていて耕作はできる状態です。また、周囲に農地はございませんので、迷惑等かけることはないと思います。

以上です。

○議長 ただいま事務局と14番、新井孝美委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

ございませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第12号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1号の規定による農用地利用集積計画承認の件について、2件ございますが、まず、番号1について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の9ページをご覧ください。

こちらは先月に引き続きまして、〇〇〇〇農地の利用権設定の件になります。

○議長 ただいま事務局と3番、恩田政幸委員より農業経営基盤強化促進法第18条第1号の規定による農用地利用集積計画の承認の件、番号1について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

先月も同様の案件が出ましたけれども、こうした設定をする形のほうがいい傾向だと思いますので、問題がなければ、こういうのは進めたほうがいいかなとは思っています。

特にご意見はないですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようなので、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第12号の番号2につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限（自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない）に該当するため、○番、○○○○委員には審議終了まで退席をお願いいたします。

——— ○番 ○○○○委員 退席 ———

○議長 それでは、議案第12号、番号2につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の10ページをご覧ください。

議案第12号、番号2になります。

借受人住所・氏名、○○○○-○、○○○○、貸付人住所・氏名、○○○○○-○、○○○○○、土地の所在、○○○字○○○○○、地目、畑、地積○○○平米、○○、畑、○○平米、合計○○○平米。権利の内容、5年間の賃貸借権設定となります。申請事由としましては、こちらは利用権設定の継続となります。これまで貸借していましたが5年間たちまして、そのまま継続して借りるということでございます。

申出承認の根拠としましては、○○さんは認定農業者で、農業専従者が3名いらっしゃいます。年間従事日数が1名が330日、2名が300日となっております。現に耕作に供している農用地の面積○○○○平米、所有農機具として耕耘機3台、トラクター1台、トラック2台を所有していらっしゃいます。生産のほうは小松菜、枝豆、ホウレンソウ、ブロッコリー等を生産されておりまして、県内の市場や市内の直売所、スーパーなどに出荷していらっしゃいます。

場所のほうは先ほど説明させていただいたとおりでございます。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の3番、恩田政幸委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いします。

○3番（恩田政幸委員） 3番、恩田です。

全部ハウスで、ずっと枝豆があったんです。この次に小松菜か何か、今はきれいになっています。

○議長 これは〇〇委員さんの分は今までも利用されており、期限のきた利用権を継続するための再設定の手続きなのでその辺は皆さんご理解いただきたいと思います。

ただいま事務局と3番、恩田委員より農業経営基盤強化促進法第18条第1号の規定による農用地利用集積計画承認の件、番号2について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

ありませんか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようですので、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

それでは、〇番、〇〇委員の着席をお願いします。

———— 〇〇 〇〇〇〇委員 着席 ————

◎議案第13号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第13号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（依頼）について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 最初に、資料3のほうをご覧ください。

こちらは、7月2日付で公園みどり課より市長名で、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについてということで、農業委員会に依頼があったことを受けましての議案でございます。

次第の12ページをご覧ください。

議案第13号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件、次のとおり依頼したい。番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇ー〇、地目、田、地積〇〇〇平米外5筆で、合計〇〇〇〇平米となっております。用途地域は準工業地域で、土地所有者住

ますが、報告第1号と第2号については余り例がないことなので、事務局より説明していただけますか。

○事務局 それでは、次第の14ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請取下げの件ということで、こちらは平成28年〇月〇日に申請がありまして、平成28年〇月〇日に県に進達し、申請をしている最中の案件になります。

こちらは農家住宅の敷地拡張ということで、航空写真を取り寄せたりして、追認申請の形で申請書類をそろえていたところなんですけれども、一部、航空写真によりまして、昔は畑だったので原形復旧しなければ許可がおりないという状況になってまいりまして、申請者の方にこの申請をどうするかということで、随分保留の期間が長くなりましたが、令和2年になりまして取下げ願いを提出するということになりましたので、県のほうに提出しまして、取下げ願の受理通知がきたということになります。

続きまして、15ページをご覧ください。

こちらは報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可取消の件、こちらにつきましては、平成〇年〇月に許可のほうがおりていたところなんですけれども、取消の理由のほうにありますとおり、中川の河川改修工事に伴って取得した許可であったのですが、河川改修工事の計画が変更になりましたので、今回許可を取った敷地拡張といった転用は全くなくなりました。申請者である〇〇さんは現在畑として耕作を継続しているという状況です。そこで〇〇さんのほうから許可の取消しをして、純粹なる畑にしたいということで、今回許可の取消し願を進達した次第です。令和2年6月16日に県より取消しの通知がありましたので、今回報告をした次第になります。

○議長 ただいまの報告第1号と第2号の説明を受けまして、この2件に関して先に質問、ご意見を伺っていきたくと思います。もしありましたら、議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

この2件、内容は事務局の説明でご理解いただけましたか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 質問がないようなので、報告第3号から第5号までの16ページから19ページの届出の内容を確認する時間を設けますので、その後質問を受けたいと思います。

—— 資料確認 ——

そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告について、何か質問がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりとします。

◎その他

○議長 次に、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件、報告事項が3件、協議事項が1件ございます。

初めに、依頼事項1件目、生産緑地地区の追加指定に伴う確認につきましては、担当の都市デザイン部副部長と公園みどり課の職員に来ていただきましたので、説明をお願いします。

○都市デザイン部副部長 皆さん、こんにちは。都市デザイン部の石塚と申します。

農業委員の皆様におかれましては、日頃より都市計画行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本日は、令和2年度生産緑地追加指定に係ります調査のお願いと特定生産緑地地区の指定状況につきまして報告させていただくものでございます。

生産緑地の追加指定につきましては、本年4月に追加指定の募集を行いましたところ、1件の申出がございましたことから、その調査をお願いするものでございます。

特定生産緑地の指定状況につきましては、昨年11月に指定の受付を開始しました後、先週の17日に都市計画審議会にて意見聴取を行いまして、来月8月に指定の通知を行う予定でございます。

今回提出されました申請件数といたしましては、85地区、305筆、面積で約12.46ヘクタールを特定生産緑地で指定することとなっております。

詳細につきましては、担当課より説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○公園みどり課職員 公園みどり課計画係の中野と申します。着座にて説明させていただきます。

それでは、まず資料-1の生産緑地地区追加指定に伴う確認についてでございます。

資料の確認をさせていただきます。

まず、1ページ目が令和2年度生産緑地追加指定申出一覧表、2ページ目が生産緑地地区追加指定照会調書、3ページ目が生産緑地地区追加指定位置図、4ページ目が参考図、5、6ページ目が現況写真です。最後に、生産緑地地区追加指定スケジュールを載せております。資料の漏れはございませんでしょうか。

それでは、まず1ページ目の令和2年度生産緑地追加指定申出一覧表をご覧ください。

この表は、本年度の生産緑地追加指定申出の内容等を記載したもので、1件ございます。左から照会No、所有者の氏名、土地の所在、登記地目、地積、その他、担当委員となっております。追加指定については、要件を勘案して担当委員の方に農地の管理状況等について調

査をお願いしており、本年度についても同様に考えております。

割り振りにつきましては、農地所有者や申出内容を勘案した結果、照会No.1は臼倉委員に調査をお願いしたいと考えております。お忙しいところ誠に申し訳ございませんが、よろしくをお願いいたします。

次に、照会No.1の申出者の説明をさせていただきます。

2ページ目の生産緑地地区追加指定照会調書は、1ページ目と同様に、土地の所在、地目、地積、その他を記載しております。

続いて、3ページ目の生産緑地地区追加指定位置図をご覧ください。

上に記してありますが今回追加指定の申出があった場所をあらわしており、〇〇〇〇〇〇〇〇側に位置しています。下の矢印は、5、6ページ目の現況写真を撮った方向及び順番を示しております。

次の4ページ目は参考図として、公図の写しでございます。上に向いた矢印がある〇〇ー〇が申出地です。申出地の面積は〇〇平米ですが、隣接する八潮〇号生産緑地地区と一団とみなされることから、追加指定するものです。

5ページ目、6ページ目は、3ページ目に記載した現況写真になります。現状は耕作地であり、運用されております。

以上で追加指定申請申出の説明を終わります。

次に、別添の資料、生産緑地地区追加指定調査表をご覧ください。

お手元の調査表は調査担当委員の方にご記入いただきます。調査担当委員の方の分は先ほど説明したとおり、申出内容が記載された調査表となっております。調査表の記入箇所は右端の農業委員記入欄となっております。担当委員の方はこちらに記入をお願いいたします。

まず、最初の1列目は現況確認欄です。追加指定の申出場所の現況をご覧になって、畑であれば畑と記入する形でお願いいたします。

2列目は、農地として管理されているか（○、×）の記入欄ですが、現状の状況が農地として使用され、通常の管理状況でありますと○、そうでなければ×となります。先ほどの現況欄と同じで、内容が現況畑であれば、この欄は○となります。

3列目には、疑義事項や農地として管理されていない要件等があれば、記入いただきます。生産緑地追加指定一覧表は、記入後、8月14日の金曜日までに公園みどり課窓口か農業委員会までご提出くださるようお願いいたします。

なお、個人情報が入力されていますので、取扱いにご注意をお願いいたします。

最後に、令和2年度生産緑地地区追加指定スケジュールをご覧ください。

本日は、7月22日の農業委員会（追加指定調査依頼）になります。

今後、8月に追加指定回答を受理後、地権者への現状及び予定等の通知を行い、10月の広

報・ホームページで都市計画変更案縦覧のお知らせをいたします。都市計画変更案縦覧後に11月の都市計画審議会を経て、12月に都市計画変更の告示及び都市計画変更を地権者に通知を行い、来年3月に生産緑地地区追加指定分の標識設置を行う予定となっております。

以上、簡単ではございますが、生産緑地追加指定についての説明を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま生産緑地地区の追加指定に伴う確認について説明がありましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

どうぞ。

○7番（渋谷 稔委員） 7番、渋谷です。

この〇〇〇〇さんという方は仕事は何をされているのですか。

○議長 都市デザイン課の方、お願いします。

○都市デザイン課副部長 〇〇〇〇様につきましては〇〇〇の職員でございます。

○議長 ほかに質問はございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、ないようなので、調査担当となりました臼倉委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

引き続きまして、公園みどり課より、特定生産緑地の指定につきまして報告がございますので、よろしくお願いいたします。

○公園みどり課職員 それでは、続きまして、特定生産緑地の指定の報告をさせていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。

資料-2をご覧ください。両面刷り4ページ、最後に別紙A3の指定位置図があります。

資料の漏れ等はございませんでしょうか。

ないようでしたら、説明させていただきます。

今回の特定生産緑地指定の対象となるのは、平成4年12月10日に指定した生産緑地地区であり、指定を行うのは令和元年11月に行った指定申請の受領会から12月末までに申請書の提出があったものとなっております。受領した申請書については、申請内容の確認及び申請箇所の農地を確認した上で、生産緑地法第10条の2第3項に基づき、生産緑地地区における特定生産緑地の指定において、都市計画審議会に意見聴取を行うこととされていることから、先週17日に開催された都市計画審議会にて意見聴取を行い、問題なしとの答申をいただきました。この内容についてご報告いたします。

それでは、1ページ目をご覧ください。

今回、特定生産緑地に指定する生産緑地地区は、対象地区数116地区のうち85地区、筆数457筆のうち305筆、面積にして約17.61ヘクタールのうち約12.46ヘクタールとなりました。

指定を行う生産緑地地区については、指定申請地区一覧をご覧ください。

左から順に、申請のあった生産緑地地区番号、面積、備考となっており、面積は現在の都市計画決定している地区面積、こちらは追加指定分も含めたものとなり、その右側が今回指定を行う面積となっております。

位置については、別紙A3の指定位置図になります。

指定された生産緑地地区は、令和4年12月10日をもって、特定生産緑地へと切り替わり、10年の期間延長となりますので、令和14年12月10日が指定期限となります。指定期限後も延期したい意向がある場合には、今回同様に事前の申請手続が必要となります。

最後に4ページ目、3の今後のスケジュールをご覧ください。

本日の報告は、7月22日の農業委員会への報告になります。

今後、8月に指定告示を行い、地権者及び農地等利害関係人へ指定通知をお送りいたします。その後、令和3年度・4年度の4月に令和元年度に指定申請をされなかった地権者へ再度申請に関する通知を再発送していく予定としております。

申請受付後の流れは、本年度同様、書類・現地確認後、都市計画審議会の意見聴取及び農業委員会への報告を経て、告示及び指定通知の発送となっております。

以上、簡単ではございますが、特定生産緑地指定についての報告を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま特定生産緑地の指定について報告がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

それでは、公園みどり課の職員の皆さん、ご苦労さまでした。

ありがとうございました。

——— 都市デザイン部副部長及び公園みどり課職員 退席 ———

○議長 次に、依頼事項2件目、令和2年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料4、茶色の封筒の中身のほうをご覧ください。

こちらは、農地利用状況調査に関する資料で、本年度も茶色い封筒に入れておきまして、皆様に調査票をお送りする段取りをしております。通称、八一調査と呼んでおりますので、

8月1日には調査用紙が郵送で皆さんに届く予定で今のところ考えております。

中を見ていただきますと、農業経営のみなさんへ（お願い）ということで、まずお願いの文書になります。

緑色の用紙を見ていただきますと、提出期限につきましては、本年度は8月20日ということとでお願いをしています。

中ほどを見ていただきますと、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からということで、農業委員と皆様との接触機会を極力なくしたいため、期限までの確実な提出をお願いしますと通知いたしております。

記入要領のほうを見ていただきますと、こちら昨年と大きく変わったところはない形になっていますので、農家さんのほうから質問等がありましたら、まず、右の上、経営主氏名を書く欄がありますが、こちらは公開してもよいのか、公開したくないのかということで、公開してもよろしい方は署名と捺印をお願いしたいと思います。

中身に関しては特に書いていただきたいのは、右下9番の経営意向についての欄ですが、丸をして回答いただくようになっていますので、該当するところに丸をして回答いただきたいと思っております。

裏面にいきますと、裏面の真ん中、網掛けになっているところが農地の管理状況等を丸していただくようになっています。一筆ごとに丸をしていただきまして、表面の宛名のところに押印後、返信用封筒で提出いただきたいと思っております。

それから、同封しています資料は、農業用包装資材費、裏面に農業用機械、農業用冷蔵庫の一部補助ということで、例年同様、12月までに支払いを終了した事業に対して、請求は来年1月末までとなっていますので、よろしく申し上げます。

チラシのほうは、新型コロナウイルス感染症、熱中症予防のチラシとか、農業者年金のチラシ、あと住宅地等における農薬のパフレット等を入れています。また、安全確認と予防対策で公道での農機による死亡事故防止のチラシも入れております。

健康福祉部からの依頼で、特定健診・がん検診のご案内のほうも入っております。

事務局からは以上です。

○議長 ただいまの説明に対し、何かご質問はございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、次に、協議事項、令和2年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料5をご覧ください。

こちらは、毎年夏に羽生市内で開催されております農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について、参加をお願いしたいというものとなります。

今年は、会場が入場定員を3分の1以下とするため、県内5か所に分かれておりますが、八潮市が該当するのは、⑤の令和2年9月2日、水曜日、例年と同じく羽生市産業文化ホールでの開催となります。

内容につきましては、1枚めくっていただいて、裏側をご覧ください。

③のところにありますけれども、内容としては、まず講演で、「農業委員会・農地利用最適化推進委員に求められる役割について」ということで、全国農業会議所の職員より講義があります。その後、まだ演題調整中ということですが、東京大学大学院農学生命科学研究科教授、安藤光義氏の講演となっております。

その後、情報提供ということで、以下のことが予定されております。

今年の研修の注意事項としまして、最後のページのその他に書いてありますけれども、研修当日はマスク着用（持参）と当日の検温・アルコール消毒へのご協力をお願いいたします。また、研修当日に体温37.5度以上の場合は参加を控えてくださいということです。

こちらは、例年同様に事務局で送迎させていただきますが、車内の密を避ける必要があると思いますので、四、五人前後の参加をお願いしたいと思っております。

恐れ入りますが、本日、研修会出席の方を決めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 四、五名ということなので、この内容を見ますとここ2年くらい同じような、私はずっとこの羽生研修に行っているのですが、去年の内容もこういう感じではなかったですか。だから、最近羽生研修へ行ってない方が行かれたらいいとは思うんです。ただ、羽生研修もまだはっきり分かりませんが、ひょっとしたら中止の可能性も今後の状況で出てくる可能性があります。ただ、今月までにファクスで送付してくださいということなので、今決めないといけないので、行ける方はちょっと手を挙げていただけませんか。とりあえず私は行きます。

○2番（小早川喜一委員） とりあえず出席で。どうなるか分からないですね。

○議長 では、小早川代理、渋谷委員、新井委員と私の4人ということで。

皆さんお忙しいでしょうが、よろしくをお願いいたします。

次に、報告事項2点目、八潮市農産物放射能濃度測定結果（7月分）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料6をご覧ください。

簡単に説明いたしますが、今回は園芸協会さんのご協力をいただきまして、恩田委員のお宅の小松菜を測定させていただきました。放射性ヨウ素、放射性セシウム、いずれも不検出でした。ご協力ありがとうございました。

以上です。

○議長 次に、報告事項3件目、慶弔費の収支報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料の7をご覧ください。

皆様から3年間お預かりしました慶弔費ですが、今年度、委員さんが代わられるということで収支のほうを今日お配りした次第です。

よろしくをお願いします。

○議長 それでは、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は、令和2年8月25日火曜日、午後2時より、市役所2階の第2会議室を予定しております。8月25日になりますので、新しい委員さんにお集まりいただきまして任命式を行います。任命式の後に引き続き農業委員会の総会という形になります。

次期委員に選出された皆様には、近日中に、総会のご案内とは別に、案内を別途送付させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

○議長 ただいま事務局より8月の農業委員会委員の任命式及び総会のご案内がありました。

それでは、最後に皆様から全体を通して何かございましたら、お願いいたします。

○7番（渋谷 稔委員） 次回の8月25日ですが、写真は撮りますか。

○議長 写真は撮りますよね。

○事務局 はい、案内状のほうにその辺を記入してご案内したいと思います。

○議長 一応、当日の服装とか。

○事務局 ジャケットと、男性はネクタイ着用でお願いします。

○議長 事務局から何かありますか。

○事務局 報告になりますが、前に申し上げたのですけれども、10月6日に予定されておりました四市町農政研究会合同研修会が毎年ありますけれども、こちらは取りやめということで、過日三郷市から連絡がありましたので、10月の四市町農政研究会合同研修会はなしということで確認していただきたいと思います。

以上です。

○議長 中止になった場合、幹事さんはたしかそのまま延長というか。

○事務局 四市町は1回ごとに変わるんですね。ただ、これは来年までないと思います。

○議長 次回の研修会の幹事はそのまま三郷が継続でいいのか。

○事務局 ではないです。

○議長 違うの。

○事務局 もう向こう何年間か決まっていて、今までは次というと2月がありましたが、2月が今度なくなったので、来年は5月に、今どこだったかわかりませんが、来年10月は八潮市、うちです。そういう予定になっています。

○議長 今三郷の話が出ましたが、三郷市農業委員の改選が今月だったので、先日報告を受けましたが、会長、代理とも継続で、岡庭会長で、代理が戸邊さん、前回同様変わっていないという報告を受けました。

ほかにございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思います。

皆様ご協力ありがとうございました。

次回からは改選後の委員さんとなりますので、また私は継続なので、よろしく願いいたします。

以上です。

○事務局長 大塚会長、議事進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様には御多用な中、7月総会にご出席いただき、慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

世の中、G o T oキャンペーンで、東京都は除かれましてばたばたしておりますけれども、コロナ禍の中で農業にもいろいろな影響が出ております。またこの近辺はそれほどでもないと思うんですけれども、群馬とか、特に海外研修生の労力で賄っていた部分が研修生が来日できないということで、キャベツとか、ほかの農作物については大変な支障を来しているということであるようでございます。コロナの影響が、これはワクチンが完成するまで続くのかなと思うのでございますけれども、何とか皆さんウイルスに感染しないで、元気で活躍いただければと思います。

この後、退任の方の退任式がございます。退任される方には長年にわたりまして八潮市の農業にご尽力いただきましてありがとうございます。さっき会長がおっしゃってありましたようにまだ8月24日まで委員の資格があるみたいでございますけれども、退任なさってから八潮の農業に対しましてご理解、ご協力いただければ大変ありがたいと思います。

以上をもちまして7月総会を閉会といたします。

ありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。

皆様大変お疲れさまでした。

事務局からでございますが、退任されます4人の委員の方を始め、引き続き委員をお務めいただきます皆様におかれましては、私ども事務局として至らぬ点多々あったかと思いますが、3年間本当にありがとうございました。

それでは、今小早川会長代理よりお話がございましたが、皆様の任期はあと1か月でございますが、全員が集合するのは本日が最後となりますので、退任する方々へ感謝の気持ちを込めましてささやかではございますが、退任式を行いたいと思います。

少し休憩を挟んで始めたいと思いますので、恐れ入りますが、そのままお待ちください。

閉会 午後 3時 15分